

**姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第2期)に  
おける検討課題とその解決に向けた取組**

検討課題等(第2期)	解決に向けた取組(第3期案)
<p><b>基本目標1 相談体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、DVの増加や潜在化が懸念されているため、さらに啓発活動を行い、相談を躊躇している人に姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すとともに、相談体制の強化も検討する必要がある。</li> <li>➤ 相談件数は増加傾向にあり、被害は複雑化するとともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化しているため、相談員がこれらの相談に対応できるよう婦人相談等に実績がある民間機関と連携し、相談スキルを向上させる必要がある。</li> <li>➤ 若年層を念頭においたメール等での相談実施を検討する必要がある。</li> <li>➤ 将来的に十分な相談体制を維持できるように、婦人相談員のなり手不足、短期での離職等に対する対応策を検討する必要がある。</li> <li>➤ 障がい者・高齢者等の処遇困難事例に対応することが多くなっているため、関係機関と連携した相談体制が必要である。</li> <li>➤ 離婚、親権問題など法律関係もあるため、相談にあたり、婦人相談員と弁護士との連携を強化する必要がある。</li> <li>➤ 婦人相談員の適切で統一した対応が行えるよう、現行計画で作成を計画している婦人相談員マニュアル等を活用する必要がある。</li> </ul>	<p>基本目標3 相談体制の充実 (2) 相談体制の充実 【施策⑤】 他都市の相談体制の調査・研究</p> <p>基本目標3 相談体制の充実 (3) 相談員の資質向上 【施策①】 DV相談マニュアル等の活用</p> <p>基本目標3 相談体制の充実 (2) 相談体制の充実 【施策①】 メールやSNSを活用した新たな相談受付方法の検討</p> <p>基本目標3 相談体制の充実 (2) 相談体制の充実 【施策⑤】 他都市の相談体制の調査・研究</p> <p>基本目標3 相談体制の充実 (2) 相談体制の充実 【施策②】 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実</p> <p>基本目標3 相談体制の充実 (3) 相談員の資質向上 【施策③】 相談員への支援の充実</p> <p>基本目標3 相談体制の充実 (3) 相談員の資質向上 【施策①】 DV相談マニュアル等の活用</p>
<p><b>基本目標2 被害者の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 加害者に見つかると、深刻な事態に発展する可能性が大きいため、安全確保には万全の配慮が必要である。来所における相談や諸手続においては、ワンストップで対応できる配慮が必要である。</li> <li>➤ 個人情報の取扱いについては、全庁的に徹底されているが、DVに関する情報については特に注意が必要である。</li> </ul>	<p>基本目標4 被害者の安全確保 (1) 安全確保の徹底 【施策⑤】 諸手続におけるワンストップサービスの実施</p> <p>基本目標4 被害者の安全確保 (3) 情報管理の徹底 【施策②】 関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底</p>

検討課題等（第2期）	解決に向けた取組（第3期案）
<p>➤ 服用している薬がある被害者が、一時保護施設に入所するには、当該薬の持参が必須であるため、薬の処方等について医療機関と連携を図る必要がある。</p> <p><b>基本目標3 自立支援体制の充実</b></p> <p>➤ 被害者の心身の健康回復には時間を要するため、カウンセリングを長期的に受けられる取組が求められている。また、母子関係への支援や子どもへの心理的ケアについても検討が必要である。</p> <p>➤ 被害者は、避難後の新たな生活の再建に向けて、住居の確保や子どもの就学の問題など複数の問題を抱えていることが多いので、関係機関と連携して相談支援を行っていく必要がある。</p> <p>➤ 避難した被害者は、就学前の子どもがいる場合も多く、勤労時間が制約されるなかで就職先を見つけることが困難である。</p> <p>➤ 自立のために働きたくても、企業等での就労経験が少ないと、就職へのハードルが高い。</p> <p><b>基本目標4 啓発・教育の推進</b></p> <p>➤ 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の増加に比べ、本市の相談件数の増加が緩やかなことから、相談にまで至っていない案件がある可能性があるため、さらに啓発活動を行い、相談を躊躇している人に姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促す必要がある。</p> <p>➤ 相談件数が増加傾向にあることから、啓発活動に一定の効果があったものと思われるが、さらにDVについての理解が進むように、繰り返し啓発を行うことや、新たな周知方法を検討する必要がある。</p> <p>➤ 若年層へのDV防止啓発を図るため、小・中・高等学校での啓発活動に加え、大学、短期大学などでの啓発活動も検討する必要がある。</p> <p>➤ 医療機関や福祉関係者は、DV被害者に接する機会が想定される医療従事者や福祉関係者に対し、DVに対する理解を深めるとともに、DVの早期発見に資する研修を実施していく必要がある。</p> <p>➤ 個別企業向けのDV研修会の開催やDV研修会を実施する企業への支援策を検討する必要がある。</p>	<p>基本目標4 被害者の安全確保 （1）安全確保の徹底 【施策①】緊急時の一時保護の実施</p> <p>基本目標5 自立支援体制の充実 （5）健康への支援の充実 【施策①】精神的な悩みを持つ方への支援</p> <p>基本目標5 自立支援体制の充実 （1）生活の再建に向けた支援 【施策③】自立に向けた情報提供の充実</p> <p>基本目標5 自立支援体制の充実 （3）就労・就学に向けた支援の充実 【施策①】ひとり親家庭就労支援事業等の活用</p> <p>基本目標5 自立支援体制の充実 （3）就労・就学に向けた支援の充実 【施策①】ひとり親家庭就労支援事業等の活用</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進 （1）市民等への啓発の推進 【施策①】家庭・地域・企業等への啓発の推進</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進 （1）市民等への啓発の推進 【施策②】ホームページ等による啓発の推進</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進 （2）学校等における啓発・教育の推進 【施策②】デートDV防止の教育の推進</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進 （3）保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進 【施策①】民間関係者への啓発の推進</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進 （1）市民等への啓発の推進 【施策①】家庭・地域・企業等への啓発の推進</p>

検討課題等（第2期）	解決に向けた取組（第3期案）
<p><b>基本目標5 推進体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ DV防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が加わったことから、連携を一層強化する必要がある。</li>   <li>➤ 効果的な支援には、関係機関との協力が欠かせないので、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。</li>   <li>➤ DV防止の啓発や被害者支援の担い手となるNPO等の育成や支援について、調査、研究をする必要がある。</li> </ul>	<p>基本目標2 推進体制の充実  (1) 関係機関との連携推進  <b>【施策④】</b> こども家庭センター（児童相談所）との連携</p> <p>基本目標2 推進体制の充実  (1) 関係機関との連携推進  <b>【施策①】</b> 庁内連携会議等の開催</p> <p>基本目標2 推進体制の充実  (2) 民間支援団体との連携推進  <b>【施策①】</b> 民間支援団体との連携に向けた調査・研究</p>